

**経済産業省 令和3年度補正
廃プラスチックの資源循環高度化事業**

本事業の対象事業

一般社団法人日本有機資源協会

2次公募では、
1次公募における皆様からのご意見や審査状況等を踏まえ、

【(1)プラスチック使用製品の設計・製造段階に係る設備投資等への支援】
及び

【(3)廃プラスチックの排出・回収・リサイクル段階に係る設備投資等への支援】
における補助対象の要件について一部変更を行いました。

具体的な変更内容については、資料P.4とP.7をご確認ください。

廃プラスチックの資源循環高度化事業

令和3年度補正予算案額 46.0億円

事業の内容

事業目的・概要

- あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図る循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行に向けた動きが世界的な潮流となりつつある中で、海洋プラスチックごみ問題を契機として、廃プラスチックの資源循環の高度化への取組が急務となっています。
- 我が国では、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」が成立し、自主的な取組を基本としつつ、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための措置を講じることとしました。
- 本事業では、企業の意欲的な取組を後押しするため、廃プラスチックの資源循環の高度化に資する取組を支援することを通じて、民間企業による廃プラスチックの高度な資源循環の自律的取組への移行を実現します。

成果目標

- 2030年度までに、プラスチックの資源循環に係る施策についての2030年度のマイルストーン及び温室効果ガス削減目標の達成に貢献するとともに、サーキュラー・エコノミーのビジネスモデルの構築・横展開を実現します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

廃プラスチックの資源循環高度化事業

- (1) プラスチック使用製品の設計・製造に当たって、環境配慮設計に取り組む企業の設備投資等を支援します。

- (例) プラスチック資源循環促進法のプラスチック使用製品設計指針への適合を目指して設備の導入等を行い、従来の環境配慮設計に比べて先進的なプラスチック使用製品の設計・製造を実施する。



- (2) ワンウェイプラスチックの製造・提供に当たって、ワンウェイプラスチックの使用の合理化に取り組む企業の実証や設備投資等を支援します。

- (例) ワンウェイプラスチックの薄肉化、軽量化、原材料の種類の工夫等を目指して設備の導入等を行い、プラスチック資源循環促進法の判断基準に係る目標の達成に資するワンウェイプラスチックの製造・提供を実施する。



- (3) 廃プラスチックの高度選別及び高度なりサイクル技術を実証するために必要となる設備投資等を支援します。

- (例) これまでは焼却や埋立て処理をしていた廃プラスチックをリサイクルするために設備の導入等を行い、高度選別や基礎化学品へのリサイクル（ケミカルリサイクル）又は高物性再生材へのリサイクル（マテリアルリサイクル）を実施する。

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までのライフサイクル全般でプラスチック資源循環の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じる法律

設計
・
製造

【環境配慮設計指針】

- ✓ 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計（軽量化、解体容易な設計、再生材利用等）に関する指針を策定する。
- ✓ 特に優れた環境配慮設計については国が認定する。

販売
・
提供

【ワンウェイプラスチックの使用の合理化】

- ✓ ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準（消費者の意思確認の徹底、ポイント還元、代替素材への転換等）を策定する。

排出
・
回収
・
リサイクル

【市区町村の分別収集・リサイクル】… 住民によるプラスチックの分別排出

【製造・販売事業者等の自主回収・リサイクル】… プラスチック製品の店頭回収

【排出事業者の排出抑制・リサイクル】… オフィスや工場、店舗などが対象

- ✓ プラスチックの容器包装と製品の廃棄物等について、市区町村や事業者がプラスチック資源として回収・リサイクルすることを促していく。

(1) プラスチック使用製品の設計・製造段階に係る設備投資等への支援

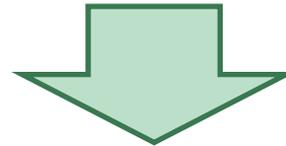
- プラスチック使用製品の設計・製造に当たって、環境配慮設計に取り組む企業の設備投資等を支援します。

➤ 1次公募における要件からの変更点

1次公募

対象： 設計認定の基準に相当する基準を示すことができる製品分野（ペットボトル）
※事業者が設計認定に申請することが補助金申請の前提。

具体的には、【①PETボトル自主設計ガイドラインに基づく基礎項目】、【②PETボトル自主行動計画2025に基づく軽量化項目】、【③代替素材項目】の①～③全要件で満たすこと。



2次公募

対象： プラスチック使用製品設計指針に基づき設計・製造され、環境配慮設計であることを示すことができる製品

※事業者が設計認定に申請することを補助金申請の**前提とはしない**。

申請時に、従来品等と比較して、環境配慮設計となっていることを示す根拠書類を提出。（当該プラスチック使用製品で取得している認証、準拠している基準やガイドライン等があれば併せて書類を提出。）

(1) プラスチック使用製品の設計・製造段階に係る設備投資等への支援

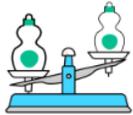
- プラスチック使用製品の設計・製造に当たって、環境配慮設計に取り組む企業の設備投資等を支援します。

<参考> プラスチック使用製品設計指針

- ◆ プラスチック使用製品の設計に当たって、プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき主な事項は、以下のとおりです。（※詳細は[こちら](#)を参照ください。）

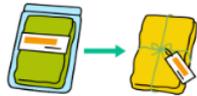
(1) 構造

①減量化



- できるだけ使用する材料を少なくすること

②包装の簡素化



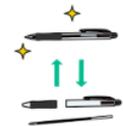
- 過剰な包装を抑制すること

③長期使用化・長寿命化



- 製品全体の耐久性を高めること
- 繰り返し使用に耐えるものとする
- 部品を容易に交換できる構造とすること
- 容易に修理することができるようにすること

④再使用が容易な部品の使用又は部品の再使用



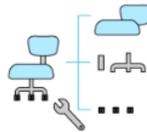
- 再使用が容易な部品を使用すること
- 部品の再使用をすること

⑤単一素材化等



- 製品全体又は部品ごとの単一素材化又は使用する素材の種類等を少なくすること

⑥分解・分別の容易化



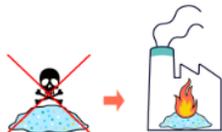
- 部品ごとに容易に分解・分別できるようにすること（リチウムイオン蓄電池とその他の部品等とを容易に分解・分別できることが望ましい。）
- 部品等を取り外すまでに必要な工程数ができるだけ少なくなるようにすること
- 使用されている材料の種類を表示を行うこと

⑦収集・運搬の容易化



- 可能な限り収集・運搬を容易にするような重量、大きさ、形状及び構造とすること

⑧破砕・焼却の容易化



- 再使用又は再生利用が難しい部品等については、破砕や焼却の容易化に配慮すること

(2) 材料

①プラスチック以外の素材への代替



- プラスチック以外の素材に代替すること

②再生利用が容易な材料の使用



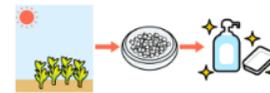
- 再生利用が容易な材料を使用すること
- 材料の種類を減らすこと
- 再生利用を阻害する添加剤等の使用を避けること

③再生プラスチックの利用



- 再生プラスチックを利用すること

④バイオプラスチックの利用



- 「バイオプラスチック導入ロードマップ」を踏まえ、
- バイオプラスチックを利用すること
 - 生分解性プラスチックを利用すること

(3) 製品のライフサイクル評価

- プラスチック使用製品に求められる安全性や機能性その他の用途に応じて求められる性能並びに(1)構造及び(2)材料に掲げる事項について、それぞれがトレードオフの関係となる場合があることにも留意しながら、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価すること

(2) ワンウェイプラスチックの製造段階に係る設備投資等への支援

- ワンウェイプラスチックの製造に当たって、ワンウェイプラスチックの使用の合理化に取り組む企業のための実証や設備投資等を支援します。

➤ 補助の対象となる製品等の範囲

対象製品	納入を想定している業種
<p>①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合スーパー、百貨店 ● コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 ● ホテル、旅館 ● レストラン、喫茶店 ● フードデリバリー 等
<p>⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● ホテル、旅館 等
<p>⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合スーパー、百貨店 ● クリーニング店 等

➤ 補助の対象にならない事業の例

- 上記の対象製品以外のワンウェイプラスチックを製造するための事業

(3) 廃プラスチックの排出・回収・リサイクル段階に係る設備投資等への支援

- 廃プラスチックの高度選別及び高度なリサイクル技術を実証するために必要となる設計費、設備費、工事費等を支援します。
- 従前、焼却や埋め立てをしていた廃プラスチックをリサイクルするための設備導入を行い、高度選別や基礎化学品へのリサイクル（ケミカルリサイクル）又は高物性再生材へのリサイクル（マテリアルリサイクル）する事業を対象といたします。

➤ 1次公募における要件からの変更点

1次公募

対象：事業として高度選別とリサイクルプロセスの両方を含む提案としてください。

高度選別のみ又はリサイクル（マテリアル、ケミカル）プロセスのみの事業は**対象外**



2次公募

対象：事業として高度選別かリサイクルプロセスのどちらか片方のみの提案も可とします。（高度選別とリサイクルプロセスの両方を含む提案も従前どおり提案可。）

⇒ リサイクル（マテリアル、ケミカル）プロセスを前提とした高度選別のみ又はリサイクル（マテリアル、ケミカル）プロセスのみの事業も**対象**

※ただし、そのような場合であっても、事業内容がプラスチックや化学品として資源循環することが分かるよう記載するとともに、高度選別又はリサイクルされた廃プラスチックの用途・想定する販売先や商談の状況（見込みも可）を可能な限り具体的に記載してください。

(3) 廃プラスチックの排出・回収・リサイクル段階に係る設備投資等への支援

➤ リサイクルフローにおいて補助の対象となるプロセスの範囲



※廃プラスチックを集めるために必要となる費用（調達、輸送等）は本事業の対象となりません。

本事業の対象

※前処理設備（粉砕設備、予熱設備等）については、廃プラスチックのリサイクルへの寄与度を踏まえ判断。（寄与度が低いと考えられる場合は対象外）

➤ 補助の対象にならない事業の例

- 廃プラスチックが資源として循環しない事業（例：高効率なプラスチック専焼熱回収装置）
→ 廃プラスチックがプラスチックや化学品として資源循環する事業として申請してください。

➤ 「高度選別」について

・どのような選別技術が高度か、との観点については以下を目安としてください。

- ①従前は人手によって行われていた選別作業を、AIやロボットを用いて自動化する選別技術。
- ②既存技術であってもプラスチック資源循環の促進を行うにあたっての課題を克服する選別技術（リサイクルプロセスで発火する恐れのあるリチウムイオン電池を取り除く技術、リサイクル率の低下を招く禁忌品を取り除く技術 等）。

※審査においては、審査基準に則って「高度性」を総合的に評価しますので、上記以外の選別技術でも提案は可能です。